

## 議案第 47 号

渋川市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部を改正する条例

渋川市土地改良事業分担金等賦課徴収条例（平成 18 年渋川市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「この条例は、」を「渋川市における」に、「法第 91 条第 3 項」を「同条第 3 項」に改め、「この条例に定めるところにより」を削り、「ものとする」を「場合は、この条例に定めるところによる」に改める。

第 6 条を削る。

第 7 条中「同法第 36 条の 2 第 1 項」を「法第 36 条の 3 第 1 項」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「第 49 条」を「第 87 条の 4 の規定により緊急耐震工事計画及び法第 87 条の 5」に改め、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（趣旨）</u>                      第1条 渋川市における土地改良事業に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、分担金を徴収するほか、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第2項の規定により、県営土地改良事業に要する経費の一部を負担するため同条第3項及び地方自治法第224条の規定に基づく分担金の徴収並びに法第96条の4において準用する法第36条の規定により、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に対して、金銭、夫役又は現品を賦課徴収する場合は、この条例に定めるところによる。</p> <p><u>（特別徴収金）</u>                      第6条 法第96条の4において準用する法第36条の3第1項の規定に基づく特別徴収金を徴収する。</p> <p><u>（急施の場合の特例）</u>                      第7条 法第96条の4において準用する法第87条の4の規定により緊急耐震工事計画及び法第87条の5の規定により応急工事計画を定めて行う土地改良事業に要する経費に充てるため、分担金等を賦課徴収する場合には、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を受けるものとする。</p> <p><u>（委任）</u>                      第8条 （略）</p>	<p><u>（目的）</u>                      第1条 この条例は、土地改良事業に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、分担金を徴収するほか、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第2項の規定により、県営土地改良事業に要する経費の一部を負担するため法第91条第3項及び地方自治法第224条の規定に基づく分担金の徴収並びに法第96条の4において準用する法第36条の規定により、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に対して、この条例に定めるところにより金銭、夫役又は現品を賦課徴収するものとする。</p> <p><u>（賦課徴収に対する異議の申立て）</u>                      第6条 第3条の規定により分担金等の賦課を受けた者がその賦課又は徴収に異議があるときは、その賦課を受けた日から30日以内に市長に対して異議を申し立てることができる。                      2 前項の規定による異議の申立てを受けたときは、市長は、その申立てを受理した日から30日以内にこれを決定しなければならない。</p> <p><u>（特別徴収金）</u>                      第7条 法第96条の4において準用する同法第36条の2第1項の規定に基づく特別徴収金を徴収する。</p> <p><u>（急施の場合の特例）</u>                      第8条 法第96条の4において準用する法第49条の規定により応急工事計画を定めて行う土地改良事業に要する経費に充てるため、分担金等を賦課徴収する場合には、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を受けるものとする。</p> <p><u>（委任）</u>                      第9条 （略）</p>